はしがき

法学界において、比較法(または外国法)研究のうちアジア法研究は、従来、独仏英米法と比べ、周縁的な存在にすぎませんでしたが、近年、様々なレベルのグローバル化を含む国内外の諸背景の変化やアジア法研究の先駆者たちの尽力などにより、徐々にそれへの関心が増しています。また、短中期的にグローバル化によりもたらされた諸課題に対応するためにも、長期的にアジアの平和・共存的発展に寄与するためにも、アジア諸国の法との相互理解が求められるようになっています。本書は、このような目的意識の下で比較法研究・アジア法研究の発展に貢献することを目指して企画したものです。

本書は、台湾法を紹介する入門書です。そもそも台湾法の位置づけがいかなるものかという疑問がまず投げかけられることでしょう。ここではまず、本書の立場について述べておきたいと思います。第2章で紹介するように、台湾が国際法上、独立主権国家として認められるかについては今なお定かではありません。しかし、少なくとも1992年(第2期国民代表の全面改選による統治構造の台湾化)あるいは1996年(台湾人民による総統の直接選出)以降の台湾は、その名称がどうであれ、中華人民共和国とは異なる、もう1つの独立主権国家となっており、したがって台湾法は、現代中国法の一部ではなく、台湾人民の自由意志により自主的に作り上げられた主権国家法であると本書は考えています。

台湾法を概説する本書は、法学入門書のように憲法をはじめとする各法分野・法源・司法制度のほか、あまり知られていない「台湾法の歴史」と「台湾の法的地位」に加え、法実務に役立つと思われる「弁護士」、共通課題の解決に寄与するための「大学における法学教育」も含めた構成となっています。もちろん、この構成で台湾法のすべてをカバーするものではなく、例えば社会保障法、知的財産法や情報法など、比較法研究に好材料ともなりうる諸分野については割愛せざるをえません。また、各章の内容については、なるべく日本法との比較を念頭におきながら、台湾法の特徴的な点をわかりやすくまとめるよう心がけました。

また、本書の特徴の1つといえるのが執筆者の陣容でしょう。執筆者(邦訳

者を含む)15名のうち、国籍別でみると、14名が台湾出身の、1名が日本人の 先生となっています。すなわち、本書は台湾出身の先生が日本語で共同執筆し たもの(日本人の先生による第11章を除く。第1章と第2章は台湾漢語の原作を邦訳し たもの)であり、外国法入門書ではきわめて珍しいといえましょう。このよう な執筆体制を可能にしたのが、執筆陣の学歴です。執筆者の最終学歴をみます と、11名が日本の大学博士(法学)取得者(修士1名を除く)、2名が米国の大 学博士(法学)取得者であり、1名と唯一の日本人1名が台湾大学博士(法学) 取得者です。米国の大学博士(法学)取得の2名の先生を除き、すべて日本法 と台湾法を研鑽している先生方です。他方で、言うまでもなく日本語表現の正 しさが懸念材料となります。このような懸念を払拭するために、すべての章 は、宮畑加奈子教授(第14章を除くすべての章)および中野俊一郎教授(第14章) に丹念に日本語チェックをしていただきました。厚くお礼申し上げます。微力 ながら編者もすべての章を確認いたしました。とはいえ、原著作内容の尊重と いう原則の下、日本の法学書並みないしは完璧な日本語表現を目指して全力投 球はしたものの、それに達するにはとうてい及ばず、限界があるということも 十分に認識しております。不十分あるいは誤った日本語表現がなお残っている 場合は、ご容赦のほどお願い申し上げます。

本書各章は各分野の専門の先生に執筆していただいたものであり、それぞれの内容の妥当性については、各著者に学術的責任を負っていただく点も、あらかじめご理解いただければ幸いです。また、法学用語の表現については、比較法的観点(ないし比較法文化的観点)から、なるべく台湾法の原語のままとし、初出箇所に日本語を付しております。ただ、台湾法の原語が日本語として難解であろうと思われるものについては、逆に日本法の表現によるものとし、初出箇所に台湾法の原語を付する、という表現方法を採りました。本書を通じて、台湾法と日本法との表現の微妙な相違を知り、あるいは比較法文化の研究材料を見出していただければ幸いです。各章の内容、法学用語の表現および日本語表現を含めて、どこまでご理解いただけるのか、不適切な点や誤りはないかなど、ドキドキしながら読者の皆様のご指摘を待ち望んでいるところです。

本書の理念にご賛同くださり、執筆・邦訳をご快諾いただいた先生は13名に も上ります。企画から1年半で出版にまでこぎ着けることができましたのは、 執筆者・邦訳者の先生方の多大なご協力の賜物といえましょう。最後に、この 場をお借りして衷心よりお礼を申し上げます。そして本書の企画趣旨にご賛同くださり、出版まで有益なアドバイスや暖かい励ましのお言葉をいただいた法律文化社田靡純子社長に心より厚く感謝申し上げます。

2016年6月

蔡 秀卿 王 泰升